

# 株式会社 水圏科学コンサルタント

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4 年 5 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日

### 2. 当社の課題

課題1： 労働者の各月ごとの平均残業時間等が特に長い月がある

課題2： 有給休暇取得率の低い雇用管理区分がある

課題3： 月による繁閑差が大きい

課題4： 特定の部署や雇用管理区分で長時間労働になっている

### 3. 目標

- ・ 労働者全体の月間平均残業時間を30時間以内とする
- ・ 有給休暇取得率を60%以上とする

### 4. 取組内容と実施時期

#### 取組1： 長時間残業を削減するため、業務削減等の取組を実施する

- 令和 4年 5月～①、管理職に対して、本人と部下の業務量に関するヒアリングを行う。  
②、前年度の個人別/月毎の残業時間と休日出勤時間を整理する。
- 令和 4年 11月～③、①②の結果を基に、業務量均衡化・残業時間削減に向けた業務プロセス改善案を課長級以上の対策会議にて検討し、行動計画および段階的削減目標を決定する。
- 令和 5年 4月～④、行動計画および段階的削減目標を全体会議で全社員に公表し、実施する。  
⑤、各年度末には実施結果を集計し、課題の洗い出しと目標の修正等の検討を行う。
- 令和 8年 3月～⑥、実施結果のとりまとめ(個人別/年度別/月毎)を行い、近年の業務量・残業量の傾向を分析し、今後の勤怠管理に活用する。

#### 取組2： 有給休暇取得を推進する取組を実施する

- 令和 4年 5月～①、過年度の個人別/月毎の有給休暇取得数を整理し、個人別の取得傾向等を把握する。
- 令和 4年 11月～②、整理した結果を基に、有給休暇取得率向上のための検討会議を課長級以上で開催し、行動計画および段階的取得率目標を決定する。
- 令和 5年 4月～③、行動計画及び段階的取得目標を全体会議で全社員に公表し、実施する。  
④、3か月に1度取得状況を確認し、取得率が悪い場合は、直属上司を通して取得を推奨する。
- 令和 8年 3月～⑥、実施結果のとりまとめ(個人別/年度別/月毎)を行い、行動計画策定期間前のデータを含めて傾向分析を行い、今後の勤怠管理に活用する。